

**丙種法令 (181ページ) に誤りがありました。
訂正箇所は下のとおりです。**

ハ. 打揚煙火の製造所において、危険区域外であれば、製造業者の指定する場所以外の場所で、喫煙し、または火気を取り扱うことができる。

ニ. 仕掛煙火の導火(みちび)取付け作業は、18才未満の者に行わせてはならない。

(1) イ、ロ (2) イ、ハ (3) イ、ニ (4) ロ、ハ (5) ロ、ニ (6) ハ、ニ

(令和5年度 丙種 問9)

問9-4 次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

イ. 打揚煙火の製造所において保安検査の対象となる特定施設は、危険工室、火薬類一時置場および日乾場である。

ロ. 打揚煙火の製造業者は、その所有する火薬類について災害が発生したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に届け出なければならない。

ハ. 打揚煙火の製造業者が備えるべき帳簿の保存期間は、記載の日から1年である。

ニ. 打揚煙火の製造業者は、毎日製造した火薬類の種類ごとの数量について毎年度集計した報告書を、年度終了後30日以内に都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に提出しなければならない。

(1) イ、ロ (2) イ、ハ (3) イ、ニ (4) ロ、ハ (5) ロ、ニ (6) ハ、ニ

(令和5年度 丙種 問10)

問9-3

正解 (5)

解説 イ 誤り。

規則第3条第1号の規定により、理化学上の実験に供するために煙火を製造する場合には、1回につき400グラム以下であれば許可を受けずに製造することができる。記述のように煙火5キログラムを製造する場合は、許可を受けなければならない。(法第4条ただし書、第3条および規則第3条第1号参照)

ロ 正しい。

設問のとおり。届出を必要としない打揚煙火(府令第10条列表第1の「上記以外の煙火」の欄)の数量は、薬量600キログラム以下以上であるので、記述の場合は届出が必要である。(法第19条第1項および府令第10条列表第1参照)

ハ 誤り。

打揚煙火の製造所においては、危険区域外であっても、製造業者の指定する場所以外の場所で喫煙し、または火気を取り扱ってはならない。

(法第40条第1項参照)

ニ 正しい。

設問のとおり。記述の作業は、法第23条第3項の規定により18才未満の者が行い、または18才未満の者に行わせることができる危険の少ない取扱いを定めた規則第84条の各号の作業には該当しないので、18才未満の者に行わせることはできない。(法第23条第3項および規則第84条第1号～第9号参照)

したがって、正しい記述はロおよびニであり、正しい組合せは(5)である。